

会 費 規 程

一般社団法人SDパートナー支援協会

【目 的】

第1条 この規程は、一般社団法人SDパートナー支援協会（以下「本会」という。）定款第7条に基づき、本会の会員の入会金及び会費について必要な事項を定めるものとする。

【入会金】

第2条 本会の正会員になった者は、この法人に対し、入会金200,000円を納入しなければならない。

2 本会の賛助会員になった者は、この法人に対し、入会金100,000円を納入しなければならない。

【会費】

第3条 前条の入会金に加え、本会の会員になった者は、この法人に対し、次の各号に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 次に掲げる金額

1月につき 10,000円 (1年につき120,000円)

(2) 賛助会員 1月につき 5,000円 (1年につき60,000円)

【会費の使途】

第4条 第2条の入会金及び第3条の会費は、毎事業年度における事業費等に当てるものとする。

【補足】

第5条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

平成30年1月11日 制定